

第40回大阪市男女共同参画審議会 会議録

- 1 日 時 令和3年1月13日（水） 10時～12時
- 2 会 場 大阪市役所本庁4階 第1・第2共通会議室
- 3 出席者 (審議会委員)
川口会長、伊藤委員、牛山委員、海老沢委員、興津委員、渋谷委員、篠田委員、徳野委員、友田委員、永田委員、朴木委員、前田委員
※川口会長、伊藤委員、海老沢委員、興津委員、渋谷委員、篠田委員、徳野委員、友田委員、朴木委員はウェブ会議により出席
(事務局)
田丸市民局理事、西野女性活躍推進担当部長、中野男女共同参画課長、中山雇用女性活躍推進課長、永富配偶者暴力相談支援センター担当課長代理、梅辻女性活躍推進担当課長代理、西嶋男女共同参画課担当係長、山田雇用女性活躍推進課担当係長
(大阪市男女共同参画推進本部 基本計画策定部会委員)
古井人事室人事課長代理、岡田区役所市民協働課長会幹事（中央区役所市民協働課長）、黒木区役所人権生涯学習主管課長会幹事（住之江区役所地域支援担当課長）、奥本経済戦略局企画総務部企画課長代理、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、松原市民局区政支援室地域支援担当課長、中村健康局健康推進部健康施策課長代理、泉谷こども青少年局企画部経理・企画課長代理、大多教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当課長
※岡田区役所市民協働課長会幹事、黒木区役所人権生涯学習主管課長会幹事、奥本経済戦略局企画総務部企画課長代理、大多教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当課長はウェブ会議により出席
- 4 議 題 (1) 新たな男女共同参画基本計画の策定についての諮問にかかる答申について
(2) その他
- 5 配布資料
- ・資料1 大阪市における新たな男女共同参画基本計画の策定について（答申）案
 - ・資料2 新たな男女共同参画委基本計画策定にかかる審議会答申（案）の概要について
 - ・資料3 今後の予定について
(参考)
 - ・大阪市男女共同参画審議会委員名簿
 - ・大阪市男女共同参画審議会規則
 - ・大阪市男女共同参画審議会傍聴要領
 - ・（国）第5次男女共同参画基本計画
 - ・（府）「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）案」府民意見等募集

○ 事務局（永富配偶者暴力相談支援センター担当課長代理）

ただいまより、第40回大阪市男女共同参画審議会を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席賜り厚くお礼申し上げます。

私は、進行役を務めさせていただきます市民局男女共同参画課配偶者暴力相談支援センター担当課長代理の永富でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず開催に当たりまして、田丸市民局理事からご挨拶申し上げます。

○ 事務局（田丸市民局理事）

市民局理事の田丸でございます。

新年を迎えましてはや2週間ですが、新年ということで改めましておめでとうございます。本年もどうかよろしくお願ひいたします。

さて、先月14日に引き続きまして、お忙しい中、また新型コロナウイルス感染症拡大は依然として予断を許さない状況の中でございますが、ご出席を賜りましたこと厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

本日も前回と同様に感染症対策といたしましてマスクの着用や消毒、ウェブ利用など、できる限り対策を講じながら、事務局側として説明をコンパクトにまとめるなど時間の短縮に努めてまいりたいと思っております。

本日は新たな男女共同参画基本計画の策定にかかる答申についてご審議をお願いしております。

一昨年の12月に新たな計画の策定につきまして諮問させていただき、以降、本日を含めまして、3回の審議会、5回の専門調査部会におきまして、ご検討いただいております。

とりわけ、専門調査部会の朴木部会長、友田部会長代理、川口会長、渋谷会長代理、森田委員におかれましては、答申案の作成につきまして精力的に調査・審議を重ねていただき、一方ならぬご尽力を賜りましたことに、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

この間、委員の皆様から貴重なご意見、ご指導、ご助言をいただき、庁内における検討も進めまして、専門調査部会の皆様に答申案として取りまとめていただきました。

委員の皆様方におかれましては、本日この答申案をご審議いただき、審議会として答申の取りまとめをお願いしたいと存じます。

その後、大阪市といたしまして、審議会からの答申を踏まえまして、新計画の素案を作成し、パブリック・コメントの実施により広く市民のご意見を頂戴し、それらを踏まえまして年度末に新計画として整えてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、新たな計画がより良いものとなるよう、限られた時間ではございますがそれぞれのお立場から忌憚なきご意見を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。本日はよろしくお願ひいたします。

○ 事務局（永富配偶者暴力相談支援センター担当課長代理）

本日ご出席の委員の皆様のご紹介と事務局についてですが、お配りしております出席者名簿のとおりとなりますので、配席表とあわせてご確認をお願いいたします。なお、花岡委員、三久保委員、森田委員におかれましては、本日所用のためご欠席されております。

本日は庁内の推進体制である男女共同参画推進本部から新計画策定にかかわる基本計画策定部会委員が出席しております。同じく出席者名簿及び配席表のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

い。なお、福祉局の河野課長が別件で急遽欠席となっております。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。まず次第、次に資料1 答申案、それから資料2 答申案の概要、資料3 今後の予定について、です。参考資料ですが、委員名簿、審議会規則、審議会運営要領、それから、国の第5次男女共同参画基本計画、大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）案」、以上となります。

本審議会は「審議会設置及び運営に関する指針」により公開させていただきます。また、個々の発言要旨と発言者氏名を記載した会議録を作成し、ホームページ上に公開することをご了承願います。

傍聴者におかれましては、お手元の傍聴要領を遵守くださいますようお願い申し上げます。

それでは、議事に入る前に川口会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○ 川口会長

皆様、おはようございます。お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

本日は令和元年12月18日に市長から諮問をいただきました「新たな男女共同参画基本計画の策定」について、本審議会としての答申をとりまとめたと考えております。

今、新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国的に増加しており、一日の感染者数は過去最高を記録し、再び緊急事態宣言が出されるという緊迫した状況にあります。この新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性の影響が深刻であり、とりわけ、非正規雇用の女性に極めて深刻な打撃を与え、また、DVや性暴力の増加・深刻化が懸念されております。国の報告では、全国の女性の自殺者数は、2020年10月は879人、対前年同月で413人増加しております。また、2020年11月は641人で、対前年同月で6ヶ月連続の増加という状況です。

男女共同参画基本計画は、このような非常時・災害時に顕在化する、女性が直面する困難に対して、様々な取組の推進を図るものであり、また、女性の活躍を推進し、多様な人材がその能力を十分に発揮して社会全体の活力向上につながる取組の推進を図るものであります。

このような時期だからこそ、次期計画にふさわしい内容の答申を出したいと思っております。

お忙しい中、答申案を取りまとめていただいた専門調査部会の朴木部会長、友田部会長代理、渋谷委員、森田委員、本当にありがとうございました。これだけの中身のものを作成していただくのは、大変だったと思います。

本日は新型コロナウイルスの感染拡大の状況もありますので、会議は効率的に行いたいと思っております。事務局からの説明はできる限りコンパクトになるようお願いいたします。他方、委員の皆様におかれましては、次期計画がより良いものになるよう、活発な意見交換をお願いしたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。以上でございます。

○ 事務局（永富配偶者暴力相談支援センター担当課長代理）

川口会長、ありがとうございました。それでは、これより川口会長に事務進行をお願いいたします。

○ 川口会長

それでは、議事を進めて参ります。

本日は、新たな男女共同参画基本計画の策定にかかる答申について議論いただきたいと思っております。

答申案につきましては、この間、専門調査部会において検討を重ねていただきました。

部会長の朴木議員から、この間の検討経過についてご報告をお願いいたします。

○ 朴木委員

おはようございます。

お手元の資料1の83ページをご覧ください。これまでの審議経過をまとめております。

それでは、ご報告申し上げます。

令和元年12月に大阪市長から諮問を受けて以降、専門調査部会が設置され、私、それから部会長代理の友田委員、川口会長、渋谷委員、森田委員の5名で、5回の専門調査部会を開催し、新計画に係る答申案を作成いたしました。

作成にあたっては、現行計画の内容から引き継ぐべきもの、それから新たに盛り込むべきものを、社会情勢、国や府の動向等を踏まえながら、さまざまな観点で検討を重ねてまいりました。

昨年2月13日の第1回では、新計画の骨子となる「目指すべき目標」と「各施策分野の項目立て」について検討いたしました。現行計画との対比表を用いながら、SDGsを意識して「持続可能な社会を目指す」旨を目標に盛り込んだり、各施策分野の項目を整理いたしました。

第2回は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、昨年5月下旬から6月1日にかけて、書面により審議を行いました。対面しない審議は難しいものがありましたが、新計画を策定するにあたって踏まえるべき「現状と課題」と、「施策の基本的方向」について、書面で意見を交わしました。

昨年6月29日に第3回を開催し、第2回の書面を出し合った意見を踏まえて、「現状と課題」及び「施策の基本的方向と具体的取組」について、あらためて対面で審議を行いました。新計画では、「性暴力・性犯罪に関する記述を充実させた方が良い」といった意見や、「男女平等意識や性の多様性については、低年齢層からの啓発が重要である」などの意見が交わされました。この回で、計画の目標、施策分野の構成、基本認識及び施策の基本的方向の骨子を、検討内容の中間集約」としてとりまとめ、書面開催となりましたが8月の審議会に提出させていただきました。

この後、事務局の方で、「中間集約」に対する審議会委員の皆様のご意見を踏まえた修正案の作成や、取組等の記載について庁内組織との確認を行っていただき、昨年11月2日に第4回部会を開催し、答申案の第3章部分の「施策の基本的方向と具体的取組」をとりまとめました。また、計画の達成水準となる成果指標の項目について、議論を行いました。基本的方向1の、雇用等における女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの成果指標として「男女間賃金格差」を新規設定することについての肯定的意見や、生活上の困難に直面する女性等に対する取組について、成果指標として設定する「女性の就業率」について「ひとり親」や「こどもの貧困」を抱えている親の年齢を踏まえた設定とした方が良いのではないかといった意見がありました。

ここまでの検討経過につきましては、昨年12月14日に開催した前回の審議会において報告させていただいております。

その後、昨年12月18日開催の第5回では、成果指標の目標値を中心に審議を行いました。DV施策に関する指標として掲げる「付き合いを制限するなどの社会的暴力をDVとして認識する市民の割合」について、より高い数値を目指すべきとの意見がある一方で、実現可能性も考慮すべきではないかといった意見が交わされるなど、様々な議論を行いました。

以上の検討、審議を踏まえ、答申案全体を整えて、本日、ご提出させていただくものです。

皆様からいただいたご意見も踏まえ、専門調査部会、5人の委員で審議し作成いたしました。皆様がお覧になってお気づきの点もあろうかと思っておりますので、答申案について忌憚のないご意見をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、答申案の内容については、事務局からお願いいたします。

○ 事務局（中野男女共同参画課長）

男女共同参画課長の中野です。

それでは、答申(案)について資料に沿ってご説明させていただきます。

資料1のご説明の前に、資料2についてですが、これは答申の概要の全体像の把握などのために、適宜ご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、資料1の2枚目をご覧ください。

答申にあたって、ここには、令和元年12月に大阪市長から本審議会に対しまして、男女共同参画計画策定の諮問が行われ、その後、審議会及び専門調査部会における調査審議の経過に触れまして、答申にあたっての基本的な考え方と計画進捗にあたって審議会から大阪市に要請する内容を記載しております。

次のページ、目次でございます。本答申の全体構成でございますが、第1章では、計画の策定趣旨や男女共同参画を取り巻く状況等について、第2章では、計画の目標、施策分野、成果指標について、第3章では、施策の基本的方向と具体的取組について、最下段に移りまして、第4章では、計画の推進体制や進捗管理等について、それぞれ記載しております。

それでは、次の1ページから「第1章 計画の策定にあたって」としまして「1 計画の策定趣旨」からご説明いたします。上段から中段にかけてですが、この間、大阪市男女共同参画推進条例に基づいて、平成18年に第1次計画を策定し、引き続き平成28年度に第2次計画を策定して、大阪市における男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。1ページの中段ですが、これまでの取組によりまして、社会の多くの分野で男女共同参画や女性の参画・活躍に一定の進展が見られますが、指導的地位における女性の割合は依然として低く、固定的性別役割分担意識も根強く残っております。今日的な社会情勢としまして少子高齢化が進んでおり、さらなる女性の活躍が求められ、国際的な動きとしましては、ジェンダー平等などSDGsの推進等に的確に対応していくことも必要です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による、雇用・就業への影響、DVの増加・深刻化の懸念などの社会的・経済的影響も生じております。こうした社会状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けたさらなる施策の推進を図る必要がありますことから、第2次計画の期間終了に伴い、令和3年度からの次期計画を策定するものでございます。

2ページに移りまして、「2 計画の性格」「3 計画期間」ですが、本計画は、男女共同参画推進条例に基づく「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」として策定されるものですが、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画、DV防止法に基づく市町村基本計画としても位置付け、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画といたします。2ページ中段から「4 男女共同参画を取り巻く状況」ですが、この間の国及び国際社会の動向としまして、特に近年は、国において女性活躍推進法に基づいて女性の職業生活における活躍の推進を進めてきたこと、国際社会におきましては、「持続可能な開発目標」、いわゆるSDGsを設定して、中でもゴール5として「ジェンダー平等の実現」を掲げて取組を進めていることを記載しております。

3ページに移りまして、上段に、新型コロナウイルス感染症の拡大が女性に対して影響を及ぼしている状況がある一方で、テレワークの急速な広まりなど、ワーク・ライフ・バランスに新たな可能性もたらされている状況があることを記載しております。

3ページ中段の「(3) 大阪市のこれまでの取組」ですが、以降8ページまでは、第2次計画に基づく大阪市の取組について、基本的方向1～10、それぞれごとの振り返り、成果指標の状況、今後の取組の方向性等を記載してございまして、こちらの内容は、先日14日に開催した第39回審議会においてご説明した内容と概ね重複しておりますので、本日の説明は省略させていただきます。

次に9ページをお開きください。「第2章 計画の目標、施策分野、成果指標」についてご説明させていただきます。

「1 計画の目標」ですが、新たな基本計画のめざすべき社会につきましては、第2次計画から継続性を踏まえ、①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる多様性に富んだ持続可能な社会、②男女の個人としての尊厳が重んじられ、安全に安心して暮らせる社会③仕事と生活の調和が図られ、男女が社会の対等な構成員として、職場・家庭・地域などあらゆる分野の活動に参画し、共に責任を担うことができる社会の実現に向けて取組を進めてまいります。

「2 施策分野」ですが、上記の社会を実現していくため、この5年間に取り組む施策の柱立てとして「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」、「Ⅱ 安全で安心な暮らしの支援」、「Ⅲ 持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」の3つの分野を設定し、施策を展開してまいります。

次に「3 成果指標」についてご説明させていただきます。

○ 事務局（中山雇用女性活躍推進課長）

市民局雇用女性活躍推進課長の中山でございます。

それでは資料10ページの「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」の成果指標につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回新たにお示いたしますのは、前回の審議会でお示いたしました指標に対する目標値が主となります。それぞれの目標値についての考え方とあわせまして、ご説明してまいります。

まず表の上から順に、女性の就業促進に向けた取組の指標となります「大阪府と全国平均女性（15歳～）の就業率の差」につきましては、大阪府・大阪市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と同様の指標を掲げることとし、令和7年に「全国平均を上回る」こととしております。

続きまして、女性の継続就業に向けた取組の指標としております「大阪府と全国平均女性（35～45歳）の就業率の差」につきましては、現状では全国平均との差が依然として大きい状況でありますことから、引き続き設定することとし、目標値につきましては、先ほどの就業率と同様に「全国平均を上回る」としております。

次に、同じく女性の継続就業に向けた取組の指標としております「女性の継続就労を進めている企業の割合」については、企業の実質的な取組状況を表す指標として、引き続きの設定といたしまして、その目標値につきましては、これまでの推移をもとに「90%以上」としております。

続きまして、男女間の経済的格差の解消にかかる指標として、新たに設定するものとしまして「男女間賃金格差（大阪府）」の目標値につきましては、これまでの推移をもとに「80%以上」としてまいります。

次に、企業における女性の活躍状況の指標として新たに設定するものとして「管理的職業従事者における女性の割合（大阪府）」の目標値につきまして、政府目標として掲げる「指導的地位に占める女性の割合30%」を勘案するとともに、これまでの推移をもとに「30%以上」としてまいります。

企業におけるワーク・ライフ・バランス推進への取組状況にかかる指標として新たに設定するものとして、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証累計件数」の目標値につきましては、これまでの実績と更なる取組を見越しながら「1,000件以上」としてまいります。

続きまして、ワーク・ライフ・バランスの浸透状況を測る指標につきましては「家事・育児の役割

分担満足度」を新たに設定いたしまして、その目標値につきましては、これまでの調査結果の推移をもとに「70%以上」としております。

続きまして、「大阪市役所の男性職員の育児休業等の取得率」につきましては、次期大阪市特定事業主行動計画に定める成果目標値を、引き続き本計画の目標値として位置付けることとしまして、その目標値につきましては、現在、本計画と並行して策定中であることから、具体的な数値につきましては、決定され次第反映してまいります。

続きまして、「大阪市役所の係長以上管理職の占める女性の割合」につきましても同様、引き続き、次期大阪市特定事業主行動計画の成果目標を本計画の成果目標として位置付け、具体的な数値については、決定され次第反映してまいります。

次の「市の審議会等において女性委員の占める割合」につきましては、これまでの実績を踏まえ、国の次期計画の目標値に合わせて「40%以上」に据え置いております。

最後に、地域における女性の参画状況にかかる指標としては、少し表現を変えまして「地域活動において女性の参画が進んでいると答えた市民の割合」といたしまして、引き続き設定することとし、その目標値につきましては、これまでの調査結果の推移から「60%以上」としております。

施策分野Ⅰの説明は以上となります。

○ 事務局（中野男女共同参画課長）

続きまして、11ページをご覧ください。

まず上から3つ目までの項目は「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に向けた取組みの成果指標について、でございます。

1つ目の「配偶者・パートナー間において、「なぐる・ける」だけでなく、「友達や身内とのメールなどをチェックしたり、付き合いを制限する」（いわゆる社会的暴力）をDVとして認識する市民の割合」につきましては、平成27年度から令和元年度の推移の状況、また、部会において「市としての姿勢を示す意味でも高みをめざすべき」とのご意見を踏まえまして、令和7年度に「80%以上」を目標設定としております。

次に、若年層に対する予防啓発の重要性をふまえて、今回の計画から新たに成果指標として設定いたしますいわゆる「『デートDV』という言葉を知っている市民の割合」についてですが、目標数値につきまして、新規指標のため現状値はございませんが、国のアンケート調査結果や部会でいただいたご意見を踏まえて、令和7年度に「80%以上」を目標設定としております。

次の「配偶者等からの暴力にかかる相談窓口を知っている市民の割合（認知度）」は、DV被害にあったときに相談できる窓口を知っているかどうかの観点から設定してございまして、目標数値につきましては、新規指標のため現状値はございませんが、これまでの市民意識調査でDVの相談窓口として、どこを知っているか？との質問で、最も高かった「警察署・交番」の認知度を参考として、令和7年に「80%以上」を目標値として設定してございます。

次に、4つ目「生涯を通じた健康支援」の成果指標として定めます「市民全体のがん検診受診率」につきましては、男女の健康の分野について、大阪市の健康施策に係る計画である「すこやか大阪21」と連携して進めていくことが効果的かつ効率的であることから、現行計画に引き続き、目標値につきましても「すこやか大阪21」に準拠した設定としております。

次に、5つ目、女性の就業率についてですが、これは「生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援」の成果指標として、大阪府の計画にあわせて設定するものでして、先ほ

ど部会長からもご案内がありましたけれども、部会において、年齢設定に当たっては「「ひとり親」などの貧困の状況に陥りやすい女性の年齢を勘案して指標を設定すべきである」とのご意見をいただきましたので、「25歳から44歳までの女性の就業率」として設定しております。目標値としては、先ほどの施策分野Ⅰの説明と同じく、令和7年に「全国平均を上回る」と設定しております。

次に、資料12ページをご覧ください。

「施策分野Ⅲ 持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」の成果指標についてご説明します。

「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」の成果指標となります「保育所等の利用定員数」「病児・病後児利用確保数」につきましては、引き続き「大阪市子ども・子育て支援計画」と連携して取組を進めていくことから、継続設定としておりまして、目標値についても、所管局において目標とすべき見込み値を計算して記載しております。

次に「女性の悩み相談の認知度」についてですが、現行の計画における目標値30%は達成しておりますが、男女共同参画の実現に向けた環境づくりを図る指標として継続設定として、目標数値につきましては平成27年度から令和元年までの推移を勘案し、令和7年度に「60%以上」と設定してまいります。

続きまして、次の3つの項目につきましては「男女共同参画を推進する教育・啓発の充実」についての成果指標として設定するものでございますが、「社会全体として男女が平等であると思う市民の割合」につきましては、全国的傾向と同じく伸び悩んでおりまして、現行計画の目標値である令和2年度に「20%以上」に達しておりませんが、昨年12月の審議会で「20%という目標は低いのではないか」とのご意見があったことをふまえて、令和7年度に「25%以上」を目指してまいりたいと思います。

次に「男性は仕事、女性は家庭を中心とするという考え方を肯定する市民の割合」についてですが、内閣府調査の状況、大阪府指標の状況、また、平成27年度から令和元年度の推移を勘案しまして、引き続き、令和7年度に「30%以下」を目標値として設定してまいります。

次に「平日において、家事・育児に費やす時間が30分を超える市民の割合（20歳～40歳代男性）」につきましては、「②育児」は目標数値を達成し、「①家事」についても目標達成に近づいており、いっそう取組を押し進める観点から、目標値を引き上げ、家事育児いずれも令和7年度に「70%以上」を目標として設定してまいります。

最後に、「防災・復興における男女共同参画の推進」の成果指標として、防災における女性の参画を推進していく観点から、新たに「地域防災活動に女性の参画が必要だと思う市民の割合」を成果指標として設定することといたしまして、これも新規設定のため現状値はございませんが、これまでの活動指標である講座参加者対象のアンケート調査結果をふまえて、令和7年度に「70%以上」を目標として設定しております。第2章の説明は以上となります。

○ 事務局（中山雇用女性活躍推進課長）

続きまして、13ページ「第3章 施策の基本的方向と具体的取組」でございます。

13ページから14ページにかけて、その体系をお示ししております。この章におきましては、前回の審議会等で頂いたご意見の趣旨をふまえるとともに、国や大阪府の新計画等を参考に、全体的に表現の整理や文言の補足を行っております。

概要について、改めてお示ししながら、主な変更点をご説明させていただきます。

それでは15ページ「施策分野Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」をご覧ください。

まず、基本認識としまして「（1）女性の就業をめぐる状況」の項では、冒頭に記載のとおり、働

く意思を持つ女性のすべてが就労を継続できる職場環境の整備や、その背景となる家庭生活との両立に向けたワーク・ライフ・バランスの必要性につきまして、総論的に述べております。

ページの中ほど「男女間の経済的格差等」の項では、男女間の経済的格差の要因の一つとして、女性の非正規雇用の割合が高いことを挙げ、やむを得ず非正規雇用で就業している雇用者に対しては、正規雇用への転換が図られるような取組とともに、自ら非正規雇用を選択する人も含めて、雇用形態に基づく不合理な待遇格差や処遇改善を図る必要性について言及しております。

次に16ページの上の方、「企業における女性活躍」の項では、その意義を、企業の持続的発展に必要とされるダイバーシティ・マネジメントの観点と、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点の両面から言及するとともに、中小企業における取組の一層の必要性を述べております。

「ワーク・ライフ・バランス」の項では、女性も男性も働きたい全ての人が、仕事と、家事・子育て・介護と両立させるためには、固定的な性別役割分担意識や性差に関するアンコンシャスバイアスの解消が必要であるということにつきまして言及いたしております。

17ページに移りまして、中ほど「差別的取扱いやセクハラ等」の項では、人事上の性別による差別やセクハラの防止のみならず、妊娠や出産、育児休業等のライフイベントに際してのハラスメントの防止の必要性に言及しております。

同じページの少し下の「大阪市役所における男性職員の育児休業取得促進と女性職員の管理職等への登用」の項では、社会のさまざまな分野における女性の参画拡大に向けて、市役所として率先垂範し、推進していく役割について、述べております。なお、前回審議会では、標題を「大阪市役所における女性職員の管理職等への登用」としておりましたが、男性職員の育児休業取得促進に向けた取組を進めていく方向性を明確に打ち出すため、「男性職員の育児休業取得促進」の文言を追加するとともに、2つ目の点として男性職員の育児休業取得促進に向けたこれまでの取組内容と課題、今後の方向性についての記載を追加しております。

次に18ページ「(2) 地域における女性の参画」では、地域活動において中心的な役割を果たす女性が依然として少ないため、地域における女性の参画拡大の意義を広く市民に認識して頂きながら、女性の担い手が拡大するよう取り組むことの必要性に言及しております。こちらも、前回の審議会におきまして「防災の観点等からも地域活動に女性の視点を取り入れることは重要であり、女性の参画拡大に向けた地域住民の啓発については、「行政として積極的に取り組んでいただきたい」とのご意見をいただきましたので、そういったご意見も踏まえまして、3つ目の点に、地域生活における安全・安心の確保、共助の必要性が高まる中で、地域活動の企画や方針決定に女性の視点を反映する重要性が高まっている旨の記述を追加いたしました。

以上が施策分野Ⅰの基本認識となります。

今まで述べてきました基本認識を裏付ける現状データを掲載しております。

ずっとめくっていただきまして、32ページになりますが、今まで触れてまいりました基本認識及び現状データを踏まえまして、これらに対応するための施策となるべき「基本的方向と具体的取組」を記載しております。基本的方向1として「雇用等における女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス」を掲げ、具体的取組の柱として「(1) 企業における女性の活躍推進」、33ページに移りまして「(2) 女性の多様な働き方の実現」、ページの中ほどのところ「(3) 大阪市役所における働きやすい職場づくりと女性の参画拡大」の3つの項目を立てております。

34ページからは基本的方向2といたしまして、「地域における女性の参画拡大」地域における女性の参画拡大を掲げております。「(1) 女性の地域活動への参画促進のための環境づくり」、「(2)

地域で活躍する女性の育成・支援」を掲げております。

施策分野Ⅰの説明は以上です。

○ 事務局（中野男女共同参画課長）

続きまして、資料35ページ「施策分野Ⅱ 安全で安心な暮らしの支援」についてご説明します。

基本認識の「（１）女性に対する暴力をめぐる状況」についてですが、女性に対する暴力を根絶するため、暴力を容認しない意識の醸成や、啓発教育を推進する必要があること、また、暴力の未然防止という観点から、とりわけ若年層に対する予防啓発が重要であること、また、新型コロナの感染拡大による影響でDVの増加や深刻化が懸念されていることを踏まえ、相談支援体制の充実が必要である旨を記載しています。

次に35ページの中段、「配偶者等からの暴力」では特に、三点目、暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、DVの加害者及び被害者を生まないため、いわゆるデートDVにかかる予防啓発や教育の充実の必要性について記載しています。36ページに移りまして、三点目、新型コロナウイルス感染症の拡大といった非常時における相談支援体制の充実を図る必要性や、様々な悩みを抱える若年女性への支援となる相談体制の必要性について記載しています。

36ページの下段「性犯罪・性暴力」についてですが、相談窓口や支援制度の情報提供など、必要な支援を切れ目無く実施する必要性を記載しており、また、こどもの発達段階に配慮した啓発教育について記載しています。37ページから41ページまでは、こうした基本認識を裏付ける内容としまして、DVの相談件数、相談機関の認知度などの現状データを記載しております。

次に42ページに移っていただきまして「（２）男女の健康」についての基本認識ですが、男女がともに生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにしていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提であり、心身の健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を進めていく事が重要であるとの認識を記載しております。

また、5点目ですが、部会において「今年の夏以降の女性自殺者の増加は、新型コロナウイルス感染症拡大による女性へのストレスが関係していると考えられることから、女性のストレス対策について触れておくべきではないか」とのご意見を踏まえまして、「ストレス等による不安・抑うつ等の心理的苦痛を軽減させる取組を充実させることが必要である」と記載をしております。43、44ページは、基本認識を裏付ける内容として、現状データを掲載しております。

次に45ページに移っていただきまして「（３）生活上の困難に直面する女性等」についての基本認識ですが、女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違いなどを背景としまして、貧困などの生活上の困難な状況に陥りやすい傾向にあること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について触れ、生活上の困難に直面する人びと、特に女性の実情に応じた支援が必要である旨記載しています。

「ひとり親家庭、こどもの貧困」については、ひとり親家庭が子育てと就業を両立できるよう、関係機関と連携しながら、幅広い視点からの支援を行って行く必要があること、また、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、環境整備と適切な支援が必要である旨を記載しております。

45ページの下段ですが、「高齢者、障がい者、複合的に困難な状況に置かれている人々」への支援の必要性について記載しております。前回の審議会でご説明した際には、性的少数者にかかる記述もこの

項目の中でまとめておりましたが、専門調査部会の委員から、性的少数者にかかる記載について「困難な状況に置かれている人々」の項目の中ではなく、別途まとめて記載する方が良いのではないかとといったご意見をいただき、46ページの上段、「性の多様性」について1項目設け、多様な性へのあり方への理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める必要性を記載しております。46ページから48ページにかけては、基本認識を裏付ける内容として、現状データを掲載しております。

49ページにつきまして、以上の基本認識及び現状データを踏まえた「施策の基本的方向と具体的取組」を記載しております。

具体的には、基本的方向3として「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げ、取組の柱として「(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」、下段に移りまして「(2) DV被害者と家族への支援」の2つを掲げております。

52ページに移りまして、基本的方向4として「生涯を通じた健康支援」を掲げまして、具体的取組の柱としては「(1) 女性の生涯を通じた健康保持、増進のための施策の推進」及びページ下段「(2) 男女の健康を脅かす問題についての対策の推進」の2つを掲げております。なお、男女の健康の分野につきましても、大阪市の健康施策にかかる計画である「すこやか大阪21」と連携して進めていくことが効果的かつ効率的であることから、この分野における基本認識及び施策の基本的方向と具体的取組については、基本的に「すこやか大阪21」と合わせたものとしています。

54ページに移りまして、基本的方向5として、「生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援」を掲げまして、具体的取組の柱としては「(1) 生活上の困難に直面する女性等への自立支援」及び55ページに移りまして「(2) 高齢者、障がいのある人等が安心して暮らせる環境の整備」を掲げております。また、先ほど基本認識で触れたとおり、性の多様性にかかる取組を、別途まとめる観点から「(3) 性の多様性の尊重についての啓発の推進等」として1項目増やしております。取組み内容自体に、変更はございません。

続きまして、資料56ページから「施策分野Ⅲ 持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」についてご説明します。「(1) 男女共同参画を推進するための各種制度の状況」についての基本認識ですが、男女共同参画社会の形成におきましては、一人一人の個人がその事情に応じた多様な働き方やライフコースを選択でき、誰もがその能力を発揮できる社会の実現に向けて取り組む必要があります。また、男女ともに多様な生き方、働き方を選択できるよう、育児・介護について、支援基盤の充実を図ることが重要である旨を記載しております。57ページから59ページにかけて、育児や介護の支援基盤が重要と考える背景となるデータとしまして「女性が就業継続したいと考えていても実現できない理由」に関する意識調査の結果等を掲載しております。

60ページに移りまして「(2) 男女共同参画に関する市民意識」についての基本認識ですが、各種制度の整備状況や男女共同参画に関する市民の意識を概観しまして、「男性は仕事、女性は家庭中心」といった固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等の意識に関する啓発の必要性について記載しております。61ページから64ページにかけては、基本認識を裏付ける内容として、市民意識調査の結果について、現状データを掲載しております。

65ページに移りまして「(3) 防災分野における男女共同参画」についての基本認識ですが、災害時におきまして、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違い等が配慮されにくいといった課題に対して、平時から男女共同参画の視点に立った取組みを一層進めていくことが必要であり、また、本市の地域防災計画の内容も引用しながら、地域防災活動における女性の参画を推進する必要性の認識について記載しております。66ページでは、防災関係の取組への女性の参

画の状況について、現状データを掲載しております。

67ページに移りまして「(4) 国際社会との協調・多文化共生」についての基本認識ですが、「国際的な状況」として、男女共同参画・女性活躍推進が低い水準にある日本の状況を踏まえ、国際的な動きや状況を、丁寧に周知することが重要であること、また、下段では「大阪市民における多文化共生の状況」としまして、増加傾向にある外国人住民を、大阪をともにつくる担い手であるという多文化共生の観点から支援していくことが重要である旨を記載しております。68ページから70ページまでは、基本認識を裏付ける内容として、現状データを掲載しております。

71ページに移りまして、以上の基本認識及び現状データを踏まえた「施策の基本的方向と具体的取組」を記載しています。

具体的には、基本的方向6として「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」を掲げ、取組の柱といたしまして「(1) 育児・介護の支援基盤の整備」や72ページの上段にあります「(2) 相談体制の充実」の2つを掲げております。

73ページに移りまして、基本的方向7として「男女共同参画を推進する教育・啓発の充実」を掲げまして、取組の柱として「(1) 男女共同参画の理解促進、情報発信」を、また74ページに移りまして「(2) 男性・女性の意識改革の促進」、「(3) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実」の3つを掲げております。

76ページに移りまして、基本的方向8として「防災・復興における男女共同参画の推進」を掲げ、取組の柱として「男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進」を挙げております。

基本的方向9として「国際社会と協調した多様性に富んだ取組の推進」を掲げ、取組の柱として「(1) 男女共同参画にかかる国際的取組の情報発信」と「(2) 多文化共生の視点を踏まえた女性の支援」の2つを掲げております。

第3章のご説明は以上になります。

続きまして、第4章についてご説明いたします。78ページにお移りください。

「第4章 計画の推進に向けて」としまして、計画の推進体制、進捗管理について、基本的には現行計画と同様の仕組みを記載しております。

「1 計画の推進体制」として、庁内に設置した大阪市男女共同参画推進本部を活用した関係部局との連携、男女共同参画審議会からの意見反映、関係機関・団体との連携強化により、計画に基づく取組を推進していくこととします。

また2では、地域に根ざした男女共同参画施策推進の拠点として、男女共同参画センターを活用していく旨記載しております。

79ページに移りまして「3 計画の進捗管理・PDCAの推進」としまして、計画の効果的な進捗を図るため、年度ごとに事業内容を取りまとめ、実施状況を確認し、その内容について男女共同参画審議会による外部評価を受け、評価結果を事業実施所属にフィードバックするというPDCAサイクルにより計画の効果的な進捗を図ってまいります。

最後に、80ページから91ページまで、本答申の参考資料としまして、諮問内容、審議経過等を掲載しております。

答申(案)にかかる事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 川口会長

ありがとうございました。

専門調査部会委員の皆様、お忙しい中、5回にわたり検討いただきありがとうございました。

この資料1の内容で審議会として答申を出すにあたり、皆さんからご意見をいただきたいと思えます。なお、ご発言いただく際には前回と同様にウェブ会議による出席者の場合は「手を挙げる」が画面の左上の方にありますので、押しいただくと私の方で指名させていただきます。また、会場にいらっしゃる皆様につきましては、その場で挙手をしていただければ、私の方で指名させていただきます。

大部にわたる答申案ですが、どの文章、何ページでも結構ですので、ご意見のある方、ご発言をお願いします。

発言の際は何ページかというのをはっきり仰っていただければありがたいと思えますので、よろしくをお願いします。

牛山委員、お願いします。

○ 牛山委員

牛山でございます。

ご覧いただきたいページは、資料1の12ページでございます。「Ⅲ 持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」の下から2つ目です。「平日において、家事・育児に費やす時間が30分を超える市民の割合（20歳～40歳男性）」ということの記載ですけれども、男性の家事・育児をする時間が増えたことに対して、女性の家事・育児をしなければいけないといった状況からして、楽になっているかというような相対的な数値がもしあれば教えていただきたいのですが、そのようなデータはありますでしょうか。

○ 川口会長

ありがとうございます。

12ページの下から2番目の「平日において家事・育児に費やす時間が30分を超える市民の割合（20歳～40歳男性）」、ここで、男性の家事・育児の数値目標が出ているんですが、これによって女性の家事・育児時間が軽減されるという資料はあるのでしょうかというご質問です。

事務局の方から、何か、それに関するデータがありましたら教えていただければと思います。

○ 事務局（中山雇用女性活躍推進課長）

10ページの七つ目の項目の成果指標として挙げさせていただいております「家事・育児の役割分担満足度」というところは、市民に対するサンプリング調査を予定しております、男女両方の満足度になりますが、「男性の家事・育児時間が何分であったら女性が満足するか」というところは、ある意味では満足度に繋がるということを踏まえて、この数値を見ていただくということでしょうか。

○ 川口会長

わかりました。

はっきりとした女性の家事・育児時間のデータはないけれども、満足度という点で、ある程度女性の負担軽減が測れるのではないかと思います。

牛山委員いかがでしょうか。

○ 牛山委員

ご説明いただきありがとうございます。

もし可能であれば、個別のデータの取得についてもご検討いただければと思います。

少しページが飛びますが、70ページの「生活での困りごとについて」のおいても、家庭の中で家事・育児におけるバランス、あるいは、総時間を減少させていくことによって、夫婦の話し合いがより生まれれば、このように生活を考えていること自体も、支援の中での夫婦の共有によっていくのではないかと、全体の改善に繋がるのではないかとというふうに、女性の目線からどうなっているのかという個別のデータについてもご検討いただければと思います。

私からは以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

他にご意見はございますでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○ 伊藤委員

非常にバランスのとれた答申案ができています、思っています。

一つお聞きしたいんですけども、ページ数で言いますと同じく10ページですが、「大阪市役所の男性職員（市長部局）の育児休業等の取得率」ですけども、目標数値は今後出るということですが、取得率と合わせて平均取得日数は公表されるのでしょうか。

1日取得しても1時間取得しても、取得したということに変わりなくて、世の中では男性の育児への参画によって様々な社会課題解決に繋がっていくという認識は見てとれますけれども、パーセンテージだけだとその質というものが見えませんが、質としての日数との両方が表示されなければ、良い方向に導く取得に繋がらないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○ 川口会長

男性育児休業の取得日数について、データはとれるのかというご質問ですが、事務局はいかがでしょうか。

○ 大阪市男女共同参画推進本部 基本計画策定部会委員（古井人事室人事課長代理）

人事室人事課の古井と申します。

日数のデータをとることは可能でございますので、なんらかの形で掲載させていただくことでしたら、日数についても掲載可能かと思います。

この「育児休業等」というところで、「等」と書かれているものの中には、育児参加休暇など別の形の休暇も盛り込んでおりますので、それぞれ個別にどういった日数をとっておられるか、完全に取得しておられるかなど、そういったデータもあわせて手元にはございますので、必要に応じて調整はさせていただきますかと思っております。

○ 川口会長

ありがとうございます。

目標はこれでいいかもしれないですが、進捗状況を検討する際に日数を合わせて発表していただいて、女性との違いがどれくらいあるかなどということ、検討して確認していくということが必要ではないかと思います。

伊藤委員、いかがでしょうか。

○ 伊藤委員

結構かと思います。

それとあわせて、本当に大阪市として率先してやろうとするならば、部局ごとの対象者と、その対象者の部局ごとの責任者と、その取得割合などを定期的に市役所の中で共有されることによって、その上司との面談の質が高まることにもなると思います。ここに書く必要は全くないんですけども、実際の施策としてはそこまでやっていただかないと、この目標が社会で、いろいろな中小企業等の見本となるというところまではいかないと思いますので、そこをあわせてお願いしたいと思います。

○ 川口会長

ありがとうございます。私も全く同感でして、やはり、部局ごとに対象者とその上司等が、きっちり話し合いができて、上司から部下に取得を勧めるというようなことがないと、なかなか男性の育児休業は進まないと思いますので、対象者が何人いて実際に取得した人が何人いるかということとちゃんとチェックでき、また、定期的にチェックするような体制を整えていただければありがたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

他にご意見ございますか。

友田委員お願いします。

○ 友田委員

友田です。ページで言いますと資料1の49ページです。内容に関してというよりは、少し文言、表現の修正をしていただきたいと、意見として述べさせていただきます。

「基本的方向3 女性に対するあらゆる暴力の根絶」というところです。若年層のデートDVをはじめ、そういった暴力の被害を受けることに関して、悩みを持つというよりは、困難が起こってから悩みに繋がっていくということもあります。それから、暴力というのが、健康被害であるということが最たる被害だと思っているので、そこで、少し表現として、第二段落の各種相談窓口というところで、ずっと下の方に行きますと最後に「さらに、デートDVをはじめ様々な悩みや困難を抱える若年女性等への支援」というふうに少し言葉を加えていただくと嬉しいです。

それから第三段落ところの二行目に「心理的なケア等の自立に向けた支援」となってるんですが「身体的ケア、心理社会的ケアなどの自立に向けた支援を行うなど」ということで、少し追加修正をしていただくと、それに対する取組には体の相談等々も入っているので、それが十分に表現として言い表せるのではないかなというふうに思いました。以上です。

○ 川口会長

ありがとうございます。少し確認させていただきますが、49ページの「基本的方向3 女性に対するあらゆる暴力の根絶」二段落目の最後の部分、「様々な悩みを抱える」というところを「様々な悩みや

困難を抱える」というふうに変更するということですね。

もう一つが「心理的なケア等」のところに「心理的なケアや身体的なケア」ということですか。

○ 友田委員

心理的なケアというのを削除して「身体的ケア、心理社会的なケア」というふうにしていただくとあらゆる支援に繋がるかなというふうに思いました。心理だけのケアでは自立に向けられないと思いますので。

○ 川口会長

わかりました。「心理的ケア」を削除し、「身体的ケア、心理社会的ケア」ということですね。心理と社会の間には「・」が入りますか。

○ 友田委員

よく言われるのが、入る場合と入らない場合がありますよね。どうでしょう。「・」を入れる方がいいかもしれないですね。

○ 川口会長

「心理・社会的ケア等」ですね。

二点のご指摘がありました。事務局ではいかがでしょうか。

○ 事務局（中野男女共同参画課長）

ありがとうございます。

二点について、承知いたしました。

一点目の若年女性等の下りですが、この間、委員等のご意見を頂戴しまして、若年女性等への支援となる相談体制の充実について記載しておりますが、内容としまして、きっかけとなるような内容を詳しく的確に説明するという趣旨と、二点目のご指摘の点につきましても、「身体的ケア、心理・社会的ケア」ということで、より広範なケアが読み取れるようにということだと思っておりますので、その趣旨で修正してまいります。

○ 川口会長

ありがとうございます。他にございますか。

牛山委員、お願いします。

○ 牛山委員

二点ございます。

一点目は先ほど伊藤委員がおっしゃった部分に関連しまして、10ページの育児休業の項目に関連した内容で申し上げます。

一つ上の項目の「家事・育児の満足度」というものを先ほどご案内いただきましたけれども、それと同様に育児休業をした後の夫や妻の満足度といった指標がもし可能であれば、今後、ご検討いただくことはできないかといった意味です。

意図としましては、私事になりますが、私自身、来月から半年ほど育児休業を取得する予定で、妻とその話をしておりますと、ありがたいという言葉よりもむしろ不安に感じると。家庭内で実際に私が十分に育児休業をとったに値することができるのかどうかということがまず一点。もう一点は、このコロナのある現状の中で会社を長期間休むことが、家庭として、働くデメリットにならないのかどうか。それを、育児休業を長期間、あるいは短期間とって、それでも、自分がとって本当によかったのか、失敗したのか成功したのか、そういった気持ちはすごく大事ななと思っております。それは、どのように、低ければ何が問題だったのかといったことは、有用な値になりうるのではないのかといった意味の発言です。

○ 川口会長

ありがとうございます。

それは大阪市役所の男性職員の育児休業取得についてということで、理解してよろしいでしょうか。

○ 牛山委員

範囲につきましてまでは明言はできないんですけども、職員の取得についてどうかということもあります。

○ 川口会長

事務局ではいかがでしょうか。

職員の方が育児休業取得をした後、育児休業に対してどれぐらいの満足度があったかということについて、現在はどうか。そういうデータがございますか。

○ 事務局（中山雇用女性活躍推進課長）

先ほどの項目、10ページの七つ目の項目の満足度については、市民の方へのサンプリング調査でして、対象は市役所職員ではなく一般市民の方ですが、「育児休業に対する満足度」につきましては、設問を新たに追加することで対応は可能かと考えております。

○ 川口会長

具体的に、個々の育児休業を取得された方からのヒアリング等は、現在は行われていないのでしょうか。

○ 事務局（中山雇用女性活躍推進課長）

ヒアリングではなく無作為抽出によるアンケート調査になります。

○ 川口会長

牛山委員がおっしゃったのは主に市役所の男性の育児休業についてのことだと思うんですけども、大阪市役所内の男性の育児休暇だとサンプルもそれほど多くないので、全員からヒアリングするというのはそれほど難しいことではないと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○ 大阪市男女共同参画推進本部 基本計画策定部会委員（古井人事室人事課長代理）

全ての取得した職員にヒアリングをしているかということに関しては、おそらく現状やっていないと思うのですが、女性活躍推進の観点で様々な取組をしている中で、何人かを抽出して、とってみていかがでしたかというのを聞いたことはございますし、そういったものを、今現在はホームページ上で他のアンケートの結果等も交えまして、皆さんに見ていただけるような取組はやっているところです。

牛山委員のおっしゃったような、妻の方からのメリット、デメリットなどは、今のところ一切聞けてはおりませんので、そういったことができるかどうかは検討していきたいと思います。

○ 川口会長

わかりました。

特に男性の育児休業というのは、前例が少ないので妻の方からの不安もあるでしょうし、男性本人からの不安もあるでしょうから、とってみて実際どうだったかというあたりの調査も、もしできれば今後していただければと思います。

牛山委員、よろしいでしょうか。

○ 牛山委員

ありがとうございます。続けて恐縮ですが、二点目について、10ページから12ページまでは、言ってみればすごく重要なページというふうに考えておまして、全体としてすごい資料になっているなというふうに思っている中で、10ページから12ページについて、現状値と新計画目標値、現状はこうだからそこを変えていくという後に、それにはどういう方針にしますといった列があったほうがいいのかと思ったものです。

方針、あるいはその達成された結果、何がよくなるのかといったことに関してご記載いただくことがレイアウト上、可能なのか、それともふさわしいのかふさわしくないのか、ご感触をお聞きしたいです。

○ 川口会長

現状値、目標値の後に、それによって何が変わるのかというようなことを一言書いてはどうかということですか。

○ 牛山委員

はい。

○ 川口会長

今からこれを全部書き換えるのは時間的にも制約があると思いますが、それに当たるものがおそらく第2章、第3章などに書かれてあると思いますので、事務局の方からご説明いただけますか。

○ 事務局（中山雇用女性活躍推進課長）

13ページ、14ページなど、この（答申）案の作りでございますが、「基本認識」というところは現状の課題認識になっており、それにデータが付いてくるという形です。

その後の「基本的方向と具体的取組」について、それぞれの基本的方向の中に具体的取組（1）、（2）、（3）と記載している、という仕立てになっております。

例えば、施策分野 I の基本的方向については、32ページから始まるわけですが、これがある意味で、現状やデータを踏まえた上でどうやっていくのかということで、書けばこれだけの文章になりますので、それを表に記載していくというのは難しいところではございます。

○ 川口会長

ありがとうございます。

○ 事務局（中野男女共同参画課長）

すみません。少し補足なんですけれども、先ほど10ページから11ページをご説明する際に、小見出し的にこの指標については何々についての成果指標でございますが、というふうにそれぞれ前置きしてご説明させていただいたと思いますが、先ほど中山課長が申しあげました通り、その基本的方向ごとに、例えば、基本的方向3であれば「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に向けた成果指標として取組むという考えのもとで並べておりますので、何を指すかと言うと、そういったご説明になろうかと思えます。

○川口会長

ありがとうございました。

牛山委員、よろしいでしょうか。

○ 牛山委員

私の認識不足で、ご説明いただきありがとうございました。

○ 川口会長

いいえ、とんでもございません。

他にご意見、ご質問ございますか。篠田委員、お願いします。

○ 篠田委員

二点ありまして、一点目は先ほどから取り沙汰されております男性の育児休業のについてで、先ほど伊藤委員がおっしゃったように各部局ごとの数値というのは非常に大事なポイントかなというところと、あと牛山委員がおっしゃった育児休業を取得した男性について、要は取得の質の部分だと思っております。これは、何かをしてくださというよりも、意見を述べるというところに繋がる部分でして、ページで言いますと28ページ以降の育児休業の取得の数値等が出ているところなんですけれども、実際に育児休業を取得するにあたって、より取得率を高めていくためには、単なる啓発というよりもどのように取っていくかというような具体的施策まで、この答申から実際の施策に落とし込んでいただくところだというふうに理解をしておりますので、これらを取っていくという気風を上げるだけではなくて、さらにより良い取得を目指していただければ、というふうに思っております。

もう一点は、10ページの一覧表の部分なんですけれども、下から2番目「市の審議会等において女性委員の占める割合」につきまして、これはおそらく、現状値が36%で40%以上を目指していくというのは、審議会の人数を女性比で割り戻した割合になっているのかなというふうに思っていますが、審議会によっては女性委員が多い審議会、または少ない審議会というのが、非常に極端に出るところかなと思

っています。全体というところも大事だと思いますけれども、審議会ごとの割合をしっかりと高めていく必要があるのではないかなと思っています。すぐに数値を修正するということを求めるわけではないのですが、審議会ごとの割合、最低の割合から目指すべき割合、というのも今後検討していただきたいと思っています。以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。二点ご指摘がありまして、一点目は男性の育児休業等について、単に割合だけでなくその質の問題について、何時間とったのかということや満足度なども含めまして、質の問題もきちんとフォローしていただきたいという点と、二点目は「市の審議会等において女性委員の占める割合」について、それぞれの審議会において偏りがあるのではないかとということで、今後しっかりチェックしていただきたいということですが、これについて、事務局からご回答はございますか。

○ 事務局（中山雇用女性活躍推進課長）

後者の審議会等への女性の登用でございますけれども、これにつきましては市民局の所管となっているもので、各所属にそれぞれ審議会がございますので、その審議会の運営あるいは改選に当たりましては、この趣旨を十分にお伝えしており、審議会ごとの数値も把握しております。

具体的にはこの資料1の34ページの「③審議会等への女性の登用」の中で記載しておりますけれども、引き続きそのように取り組んでまいりたいと思います。

○ 川口会長

ありがとうございます。篠田委員、よろしいでしょうか。

○ 篠田委員

はい。

○ 川口会長

ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。追加はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは約1時間半を過ぎましたので、そろそろ皆さんからのご意見をご発言いただく時間は終わりたいと思います。皆さん、貴重なご意見をありがとうございました。

新計画の策定にあたりましては、この後広く市民の意見も徴取する期間が必要ですので、今回の答申の内容をまとめたいと考えております。

皆様にご提案ですが、本日いただいた意見への対応については、会長の私にご一任いただきまして、私と事務局の間で調整した結果を皆さんにメールでお知らせするというふうにさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今後の予定について事務局からご説明をお願いします。

○ 事務局（中野男女共同参画課長）

それでは資料3をご覧ください。

今後の予定といたしまして、本日ご審議いただいた内容をもとに1月下旬に正式に審議会からの答

申をいただきました後、速やかに計画素案を作成し、1月末から2月末にかけて、計画素案についてのパブリック・コメントの手続きを行いまして、広く市民の皆様のご意見を募集します。

頂戴したご意見を踏まえまして、必要に応じた内容修正や庁内組織との調整を行いまして、年度末には新計画として進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、別途、昨年12月14日にご審議いただきました、現行計画にかかる令和元年の取組状況、実績及び委員の皆様からいただいた評価につきまして、取りまとめて3月下旬に公表してまいります。

以上、簡単でございますが、今後の予定の説明になります。

○ 川口会長

ありがとうございます。これで本日予定していた議事は終了しました。
再度、進行を事務局にお返しいたします。

○ 事務局（永富配偶者暴力相談支援センター担当課長代理）

川口会長ありがとうございました。
今年度の審議会は、本日が最後となります。

来年度の開催時期は未定でございますが、新計画の進め方などいろいろと男女共同参画に関するご意見を賜りたいと考えており、また日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。
以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。